

「独立行政法人平和祈念事業特別基金の役員に対する
報酬等の支給の基準」の変更について

総務省独立行政法人評価委員会
平和祈念事業特別基金分科会

○「独立行政法人平和祈念事業特別基金の役員に対する報酬等の支給の基準」
の変更について

1 概要

独立行政法人平和祈念事業特別基金より、役員報酬規程について、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 53 号。以下「給与法」という。）に準じて、常勤役員の俸給月額等の改正をした旨の届出があったところ。

これを受け、独立行政法人通則法第 62 条において準用する第 53 条第 1 項の規定に基づき、総務大臣より、総務省独立行政法人評価委員会委員長あて、通知があったもの。

2 主な変更内容

・ 常勤役員の俸給月額

理事長 845,000 円 → 843,000 円

理事 743,000 円 → 741,000 円

・ 非常勤役員手当

理事長 40,200 円 → 40,100 円

監事 35,200 円 → 35,100 円

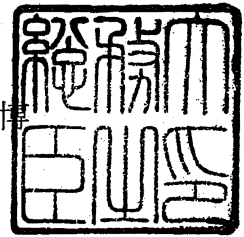
3 施行期日

平成 22 年 12 月 1 日

総官特第56号
平成23年6月22日

総務省独立行政法人評価委員会
委員長 森永 規彦 殿

総務大臣 片山 善博



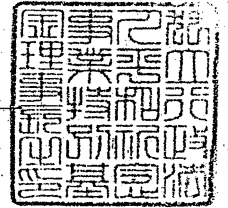
独立行政法人平和祈念事業特別基金の役員に対する報酬等の支給の基準
の変更について

標記について、別添のとおり届出があったので、独立行政法人通則法（平成
11年法律第103号）第62条において準用する第53条第1項の規定に基づき、
通知します。

平 総 第 43 号
平成23年6月17日

総 務 大 臣
片 山・善 博 殿

独立行政法人
平和祈念事業特別基金
理 事 長 福 井 健



独立行政法人平和祈念事業特別基金の役員に対する報酬等の支給の基準
の変更について

標記について、別添のとおり変更したので、独立行政法人通則法（平成11年法律第
103号）第62条の規定に基づき、届け出ます。

○平成 22 年規程第 10 号

独立行政法人平和祈念事業特別基金役員報酬規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 22 年 11 月 30 日

独立行政法人平和祈念事業特別基金理事長 福井 健一

独立行政法人平和祈念事業特別基金役員報酬規程の一部を改正する規程

独立行政法人平和祈念事業特別基金役員報酬規程（平成 15 年規程第 13 号）の一部を次のように改正する。

（俸給月額）

第 4 条中「845,000 円」を「843,000 円」に改め、「743,000 円」を「741,000 円」に改める。

（非常勤役員手当）

第 10 条中「40,200 円」を「40,100 円」に改め、「35,200 円」を「35,100 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

（平成 22 年 12 月に支給する特別手当に関する特例措置）

2 平成 22 年 12 月に支給する特別手当の額は、改正後の独立行政法人平和祈念事業特別基金役員報酬規程第 9 条第 2 項の規定にかかわらず、この規定により算定される特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、特別手当は、支給しない。

（1）平成 22 年 4 月 1 日（同月 2 日以後に新たに役員となった者にあつては、新たに役員となった日）において役員が受けるべき俸給、特別調整手当の月額合計額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額に、同年 4 月から施行日の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間がある役員にあつては、当該月数から役員として在職しなかった期間のある月を減じた月数）を乗じて得た額

（2）平成 22 年 6 月に支給された特別手当の額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額

（経過措置）

3 改正前の平和祈念事業特別基金役員報酬規程第 10 条の適用を受けていた非常勤役員については、当該非常勤役員が離職するまでの間の手当の額を勤務一日につき 37,600 円とする。

○独立行政法人平和祈念事業特別基金役員報酬規程

改正	現行												
<p>(俸給月額)</p> <p>第4条 常勤役員の俸給の月額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事長 <u>843,000円</u></p> <p>(2) 理事 <u>741,000円</u></p> <p>ただし、理事長は、総務省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果を勘案し、その者の職務実績に応じ、変更することができる。</p> <p>(非常勤役員手当)</p> <p>第10条 非常勤役員の非常勤役員手当は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="257 703 763 852"> <thead> <tr> <th>非常勤役員手当</th> <th>勤務1日単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理事長</td> <td><u>40,100円</u></td> </tr> <tr> <td>監事</td> <td><u>35,100円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。</u></p> <p><u>(平成22年12月に支給する特別手当に関する特例措置)</u></p> <p><u>2 平成22年12月に支給する特別手当の額は、改正後の独立行政法人平和祈念事業特別基金役員報酬規程第9条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される特別手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、特別手当は、支給しない。</u></p>	非常勤役員手当	勤務1日単価	理事長	<u>40,100円</u>	監事	<u>35,100円</u>	<p>(俸給月額)</p> <p>第4条 常勤役員の俸給の月額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事長 <u>845,000円</u></p> <p>(2) 理事 <u>743,000円</u></p> <p>ただし、理事長は、総務省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果を勘案し、その者の職務実績に応じ、変更することができる。</p> <p>(非常勤役員手当)</p> <p>第10条 非常勤役員の非常勤役員手当は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1263 703 1769 852"> <thead> <tr> <th>非常勤役員手当</th> <th>勤務1日単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理事長</td> <td><u>40,200円</u></td> </tr> <tr> <td>監事</td> <td><u>35,200円</u></td> </tr> </tbody> </table>	非常勤役員手当	勤務1日単価	理事長	<u>40,200円</u>	監事	<u>35,200円</u>
非常勤役員手当	勤務1日単価												
理事長	<u>40,100円</u>												
監事	<u>35,100円</u>												
非常勤役員手当	勤務1日単価												
理事長	<u>40,200円</u>												
監事	<u>35,200円</u>												

(1) 平成 22 年 4 月 1 日（同月 2 日以後に新たに役員となった者にあつては、新たに役員となった日）において役員が受けるべき俸給、特別調整手当の月額合計額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額に、同年 4 月から施行日の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間がある役員にあつては、当該月数から役員として在職しなかった期間のある月を減じた月数）を乗じて得た額

(2) 平成 22 年 6 月に支給された特別手当の額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額

（経過措置）

3 改正前の平和祈念事業特別基金役員報酬規程第 10 条の適用を受けていた非常勤役員については、当該非常勤役員が離職するまでの間の手当の額を勤務一日につき 37,600 円とする。